

# 船橋市立宮本中学校PTA会則

(名称)

第1条 本会は、宮本中学校PTAと称し、事務所を宮本中学校に置く。

(目的)

第2条 本会は、保護者と教職員が協力し、家庭と学校と社会における生徒の健全な成長をはかることを目的とする。

(方針)

第3条 本会は、教育を本旨とする自立独立の民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 会、役員および機関の名において、営利的・政党的および宗教的目的をもつ団体ならびにその事業にいかなる関係をも持たない。
2. 本会は、他の社会教育団体と協力連携をはかる。
3. 本会は、学校経営および人事に干渉しない。

(組織)

第4条 本会は、宮本中学校の保護者および宮本中学校教職員をもって組織する。

(活動)

第5条 本会は、第2条の目的を達するために、次の事項を研究し、その実現をはかる。

1. 生徒の福祉および教育環境の改善
2. 会員相互の教育研修
3. 社会教育の振興
4. その他必要と認めた事項

(役員)

第6条 本会に、次の役員をおき、任期を1年とし重任を妨げない。

ただし、会長の重任は、最高3年とする。役員が辞任した時は、後任役員の任期は前任役員の残任期間とする。

◎会長	1名	◎専門部	年度ごとに定めた人数
◎名誉会長(校長)	1名	◎顧問	若干名
◎副会長(教頭含む)	2～4名	◎おやじの会代表	1名
◎書記	1～2名		
◎会計	2名		
◎会計監査	2名		

(役員を選出)

- 第7条
1. 会長・副会長・書記・会計および会計監査は総会で選出する。
  2. 顧問は、会長の任にあった者、または特にPTAに功労のあった者を、総会にかかって決める。
  3. 校長は名誉会長とする。

(役員の仕事)

- 第8条 1. 会長は、本会を代表し会務を総括する。  
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はこれに代わる。  
3. 書記は、本会の会務を記録し、決定事項の連絡その他の事務を行い、会議録を保管する。  
4. 会計は、総会で決定された予算に基づき、一切の収支会計を司る。  
5. 会計監査は、会計の執行状況について監査し、総会に報告する。

(会  
議)

- 第9条 本会に、次の会を置く。  
・総会 ・総務会 ・本部会  
・専門部会 ・おやじの会

(総  
会)

- 第10条 1. 総会は最高の議決機関で、通常総会と臨時総会とし、通常総会は年度始めに開催する。臨時総会は総務会で必要と決めた時、会長が招集し、開催する。  
2. 総会は、議決権行使書ならびに委任状を含めて、会員数の3分の1以上をもって成立する。  
3. 総会の議事は、議決権行使書ならびに委任状の過半数以上の承認を得て、議決する。

(総 務 会)

- 第11条 1. 総務会は、総会につぐ議決機関で、事業の立案、計画にあたる。  
2. 総務会は、会長、副会長、書記、会計、会計監査、各専門部長・副部長1名、おやじの会代表ならびに会長が推薦する者をもって構成する。

(専 門 部 会)

- 第12条 1. 専門部会は、互選により部長1名、副部長若干名を選出する。  
2. 専門部会は、必要に応じ専門部長が招集し開催する。  
3. 専門部会は、次の業務を分掌する。

- ◎学級運営部 各学級の役員選出に関する事項
- ◎広 報 部 学校関係等の伝達に関する事項
- ◎校外指導部 生徒の校外指導に関する事項
- ◎文 化 部 会員の研修に関する事項
- ◎厚 生 部 会員の福利厚生に関する事項
- ◎そ の 他

(経  
理)

- 第13条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。  
(会 費)

- 第14条 本会の会費は、一世帯につき月額200円とし、前期1,200円、後期1,200円を納入するものとする。

(会 計 年 度)

- 第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日～翌年3月31日とする。

- 第16条 予算は、総務会において立案し、総会の承認を得る。

- 第17条 決算は、総会において報告し、その承認を得なければならない。

(補 則)

第 18 条 本会に必要な内規は、総務会において立案し、総会の承認を得る。

第 19 条 本会則を変更する場合は、総会の承認を必要とする。

平成10年 4月18日 一部改正

平成11年 4月17日 一部改正

平成12年 4月15日 一部改正

平成13年 4月21日 一部改正

平成15年 4月16日 一部改正

平成17年 4月16日 一部改正

平成18年 4月21日 一部改正

令和 4年 4月 1日 一部改正

令和 5年 4月 1日 一部改正

令和 6年 4月19日 一部改正

<慶弔規定>

本会の慶弔規定は次のとおりとする。

1. 弔慰金 生徒 5,000 円  
          会員 5,000 円
2. 1に該当しない特例は、総務会にはかり、そのつど決定する。

<表彰規定>

1. 下の各号に該当する者に対し、表彰し記念品を贈る。
  - (1) 本会運営ならび発展に功劳顕著なる者。
  - (2) 学校教育上多大の協力をなし、その功劳顕著なる者。
  - (3) 総会あるいは総務会において特別決議された者、および前者に準ずる者。
2. 前条の規定の運用は次のとおりとする。
  - (1) 本会則第 11 条で定める総務会を構成する役職に 1 年以上あった者がその役職を離れる時。
  - (2) ただし、総会で選ばれた役員の職に 1 年以上あった者については、その職を退任する時。
  - (3) 前条の規定に基づき、会長が総務会にはかって決定する。
  - (4) この規定は平成 17 年度の役員より適用する。

<会長・副会長・書記・会計・会計監査の選出に関する内規>

1. 頭記の件について、本会は選考委員会を設ける。
2. 選考委員会は、会長をはじめとする総務会役員が必要と認めた者により構成する。
3. 選考委員会は、3 月末迄に、候補者本人の承諾を得て、会長 1 名・副会長 2 名・書記 1～2 名・会計 2 名・会計監査 2 名の候補者の選考を終える。
4. 選考委員会は、総会において役員候補者の報告を行い、承認を得る。